

# 初 鹿 通 信

第 149 号  
令和元年 6 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）  
〒400-0043  
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号  
TEL 055-220-6885  
FAX 055-220-6887  
URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 6 月は住民税の年度切り替えの月です。

個人住民税の徴収期間は、毎年 6 月から翌年 5 月までの 1 年間。つまり、住民税は 6 月から新年度が始まります。すでに、特別徴収（給与からの天引）をされている会社へは、各市町村より特別徴収額の決定通知書が届いていることと思います。

6 月分の住民税より、新年度の通知書の金額で控除し、7 月 10 日までに納付をしてください。

また、送られてきた通知書にすでに退職した従業員の氏名が入っていたときは、速やかに市町村からの封筒に同封されている、「給与所得者異動届出書」を提出してください。退職した従業員の分を差し引いて納付することとなります。

従業員が退職する際に異動届出書を提出しておけば、通知書が会社へ送られてくることはありませんので、退職の際に随時こちらの手続きもお願いいたします。

### 労働保険・社会保険の手続きもお忘れなく!!

- 労働保険料・一般拠出金 申告 及び納付（7 月 10 日まで）
- 社会保険 報酬月額算定基礎届 提出（7 月 10 日まで）

◎当事務所でも代行手続きを承っておりますので、お気軽にご相談ください。

また、源泉所得税の納期特例での納付をしている顧問先様には、別途ご案内をさせていただきますが、7 月 10 日が源泉所得税の納付期限です。

お早目の対応をどうぞよろしくお願い申し上げます。

上記に関しまして、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。